

介護老人保健施設マリアンヌ 別紙 I 『料金表』(在宅強化型)

《介護老人保健施設の利用料金表》(1日あたり)

自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により計算された料金となります。
 下記の利用料によって、利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービス利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります)。

【ユニット型個室】

1割負担の場合

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者様の要介護度とサービス利用料金	7,106 円	8,841 円	9,470 円	10,280 円	10,960 円	11,560 円	12,180 円
2. うち介護保険から給付される金額	6,395 円	7,957 円	8,523 円	9,252 円	9,864 円	10,404 円	10,962 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	711 円	884 円	947 円	1,028 円	1,096 円	1,156 円	1,218 円

【ユニット型個室】

2割負担の場合

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者様の要介護度とサービス利用料金	7,106 円	8,841 円	9,470 円	10,280 円	10,960 円	11,560 円	12,180 円
2. うち介護保険から給付される金額	5,684 円	7,073 円	7,576 円	8,224 円	8,768 円	9,248 円	9,744 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,422 円	1,768 円	1,894 円	2,056 円	2,192 円	2,312 円	2,436 円

【ユニット型個室】

3割負担の場合

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者様の要介護度とサービス利用料金	7,106 円	8,841 円	9,470 円	10,280 円	10,960 円	11,560 円	12,180 円
2. うち介護保険から給付される金額	4,973 円	6,189 円	6,629 円	7,196 円	7,672 円	8,092 円	8,526 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	2,133 円	2,652 円	2,841 円	3,084 円	3,288 円	3,468 円	3,654 円

※ 上記自己負担額のほかに、下記の施設の体制に応じて負担していただく加算、また、利用者様の状況に応じて負担していただく加算、及び、介護保険の給付対象とならないサービス(食費(「食事の提供の項」参照)及び居住費(「居住に要する費用の項」参照))の費用をご負担いただきます。

施設の体制に応じて負担していただく加算

加算	概要	自己負担額	算定の有無
サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合 ①②介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ③以下のいずれかの割合 ※介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ※看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合 ※利用者に直接サービスを提供する職員のうち勤続年数7年以上の者が占める割合	① 22 単位/日 ② 18 単位/日 ③ 6 単位/日 上記のうちいずれか	③
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員又は看護職員を、利用者の数に対して20:1以上かつ、2人以上の配置を行った場合 ※すべての利用者に見守りセンサーを導入し、夜勤職員全員がインカム等のICTを使用している場合は1.6人以上	24 単位/日	有
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	施設が居宅生活への復帰を目指す介護サービス等を提供し、在宅への退所者数割合が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	51 単位/日	有
生産性向上推進体制加算	利用者の安全並びに介護の質の確保等を検討するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行った場合 ①見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取組効果を示す情報提供を行った場合 ②①に加えて、見守り機器等のテクノロジーを複数を導入している他、職員間の適切な役割分担の取組等を行った場合	① 10 単位/月 ② 100 単位/月 上記のうちいずれか	①
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ①経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置した場合 ②上記①の加算を算定していない場合	① 7.5 % ② 7.1 % 上記のうちいずれか	②

利用者様の状況に応じて負担していただく加算

加算	概要	自己負担額
送迎加算	送迎の必要な利用者様の入・退所時に事業所の車両を利用して送迎を行った場合	184 単位(片道)
療養食加算	医師の指示に基づき定められた療養食を提供した場合	8 単位/回 ※1日3回を限度
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者に個別の担当者を決めてサービスを提供した場合	120 単位/回
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ在宅での生活が困難であり、緊急にサービスの利用が適当であると医師に認められた場合(7日を限度)	200 単位/回
個別リハビリテーション実施加算	医師・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーション計画に基づき行った場合	240 単位/回
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた場合(利用開始日から7日(ご家族疾病等やむを得ない事業がある場合は14日)に限る)	90 単位/回
認知症専門ケア加算	認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合	該当者の方に 3 単位/回
重度療養管理加算	厚生労働大臣が定める状態にある利用者様に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合(要介護4又は要介護5である利用者に限る)	120 単位/回
緊急時施設療養費	利用者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要で応急的な治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合(1月に1回連続する3日を限度)	518 単位/回
総合医学管理加算	治療管理を目的とし投薬・検査・注射・処置等を行い、かかりつけの医師に対して、診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合(10日を限度)	275 単位/回
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、当該評価結果を情報提供した場合(1月に1回に限る)	50 単位/回

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更させていただきます。

介護老人保健施設マリアンヌ 別紙Ⅱ『料金表』介護保険の給付対象とならないサービス

《サービスの概要と利用料金》

- ① 食費: 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)
入所者様に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。通常、1日当たり1,700円の負担、若しくは1日3回の食事を「朝食 380円・昼食(おやつを含む) 740円・夕食 580円」の料金で食された分の食費をご負担していただきます。

☆ 食費については、所得に応じた下記の減免制度があります。

利用者負担段階		介護保険負担限度額 認定証に記載されて いる負担限度額
第1段階	老齢年金受給者の方で、世帯全員が住民税非課税の方 生活保護受給されている方	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非 課税年金収入額の合計が80万円以下の方	600円
第3段階(1)	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非 課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	1,000円
第3段階(2)	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非 課税年金収入額の合計が120万円を超える方	1,300円

- ② 居住費: 居住に要する費用(光熱水費及び室料(建物・設備・器具等の減価償却費、修繕費等))
この施設及び設備を利用し居住されるにあたり、光熱水費及び室料相当額を、下記の利用料
金表に基づきご負担していただきます。(所得に応じた下記の減免制度があります。)

1人1日あたりの居住費

居住に要する 費用	通常 (第4段階等)	介護保険負担限度額認定証に 記載されている負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)
ユニット型個室	3060円	880円	880円	1,370円	1,370円

- ③ 理髪・美容に要する費用

月に1回、理美容師の出張による理美容サービス(整髪等)をご利用いただけます。

利用料金: 派遣される理美容院の定める金額

- ④ 追加の電気料金(電気器具使用料)

入所者様個人の持ち込む電気器具につきまして、電気料金として下記の電気器具使用料をお
支払ください。1点につき 55円/日(税込み)

ただしテレビ・ラジオ等の教養娯楽的器具は1品のみ居住費に含めるものとして無料とします。

- ⑤ 洗濯代: 私物衣類等の施設で行う洗濯についての費用

入所者様の下着、タオル等の衣類の洗濯を依頼される場合は下記の委託業者へ取り次ぎます。

1ネットにつき704円(税込み)・・・委託業者: 株式会社トーカー

ただし汚染時など緊急を要し、施設で洗濯をする場合は左記の金額をいただきます 1回 300円(税込み)
なお、クリーニング店に依頼する場合は、別途実費となります。

- ⑥ 特別食費:特別な食事の提供に要する費用
入所者様の希望及び選択により提供した特別な食事につきましては、その食事を提供するの
に要した費用(食材料費及び調理費用)から、通常の食事を提供する費用(食材料費及び調理
費用)を控除した実費の金額をご負担いただきます。なお、その金額(差額)は前もって希望・
選択するにあたって提示させていただきます。
(追加費用別途請求方法とさせていただきます。)
- ⑦ レクリエーション、クラブ活動参加の費用(実費)
入所者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
【利用料金】
創作・手芸等において自分自身の作品を作られる場合は材料費代等の実費をいただきます。
また、その他入所者様の希望・選択で参加される行事等で、入所者様にご負担いただくのが適
切と思われるものの実費をいただきます。
i) 主な行事 遠足、買い物会、各種演芸会、施設の祭り等
ii) クラブ活動 書道、茶道、華道、手芸等
- ⑧ 複写物の交付
入所者様又はそのご家族は、施設サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、
複写物を必要とする場合には費用をいただきます。
1枚につき10円【白黒】(税込み)
- ⑨ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等入所者様の日常生活に要する費用で、入所者様に負担いただくこと
が適切であるものについては、その費用をご負担いただきます。
また、おむつ代は介護保険給付費対象となっておりますのでご負担の必要はありません。
- ⑩ 診断書、紹介状等文書の発行
入所者様又はその家族様が希望により、入所者様に係る診断書等文書の発行を依頼された場合
については、下記の費用をお支払い下さい。(消費税込)
- | | |
|------------------------------------|--------|
| 1 健康診断書・一般診断書・証明書 | 2,200円 |
| 2 警察用診断書・証明書(簡単なもの) | 3,300円 |
| 3 裁判所用診断書・証明書(複雑なもの) | 5,500円 |
| 4 生命保険用診断書・証明書 | 5,500円 |
| ⑪ (死亡診断書・傷害診断書・廃疾診断書・口答説明のみの場合も含む) | |
| 5 年金関係診断書 | 5,500円 |
| 6 身体障害者用診断書 | 5,500円 |
| 7 リサーチ等口答による説明 | 5,500円 |
| 8 死亡診断書(死体検案書)市町村提出用 | 5,500円 |
| 9 変死体(検死)検案書 | 5,500円 |
- ⑫ 貴重品の管理
入所者様又はご家族の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。
○管理する金銭の形態:施設の指定する金融機関に預けている預貯金
○お預かりするもの:上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
○保管管理責任者:施設の管理者
○出納方法:手続きの概要は以下のとおりです。預貯金の預け入れ及び引き出しは入所者預
り金規程に基づき行い、その管理費用は当分の間、無料とします。
・預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出
していただきます。
・保管管理者は上記届出の内容に従い、預貯金の預け入れ及び引出しを行います。
・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、確認の為に定期的にその写し等を
入所者様又はご家族へ交付します。